

安心安全の見地に基づく

携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願

平成 22 年 11 月 24 日

紹介議員

清水 亨一 



安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願

1. 要旨

- (1) わたしたちは、以下の事柄について、太宰府市が、携帯電話各社に対して指導を行うこと、ならびに太宰府市が住民の合意を尊重した安心・安全のまちづくりを推進するために条例をはじめとする施策を立案・実施することを求めます。
- ①携帯電話会社が、携帯電話中継基地局（以下基地局）の設置を計画する際には、保育所や小中学校などの教育施設等からなるべく遠ざけ、かつ電磁波の影響が当該施設に及ばないようにすること。
 - ②携帯電話会社は、基地局の設置および改造を行う際、周辺の住民に対する説明会を実施し同意を得よう努力すること。
 - ③保育所や小中学校の周辺にすでに設置されている基地局について、子どもたちおよび周辺住民の現在及び将来の健康に関して不安が出された時には、携帯電話会社は、基地局の移動や撤去等を含む環境改善に関して保護者および周辺住民とよく話し合い、誠実な対応をすること。
- (2) わたしたちは、基地局周辺に位置する保育所や小中学校における電磁波の状況に関して、太宰府市が、保護者および周辺住民の要望を踏まえて速やかに実態を調査し、安心・安全な環境を確保し保護者および周辺住民の不安を払拭することを求めます。

2. 理由

近年、市内の小中学校のすぐそばに相次いで携帯電話の基地局が建設され、あるいは建設計画が浮上してきております。

携帯電話が発する電磁波が健康に与える影響について、頭痛・肩こり・イライラなどの電磁波過敏症、精子減少（染色体異常）、記憶障害、ガンなどが指摘されています。

電磁波過敏症については、携帯基地局の周辺地域で多数発生し、大きな社会問題になっています。被害を裏付ける調査が実施されたところもありますし、裁判になった事例（宮崎県延岡市）もあります。基地局が撤去されて健康被害が改善された例がいくつもあります。

ガンについては、2010年にWHOは、大人（30歳以上）について実施した大規模な国際調査の結果として、携帯電話を長期間（累積1640時間）に渡って使用した場合脳腫瘍のリスクが大きくなることを認めました。

基地局周辺地域では携帯電話使用時を越える電磁波が観測される地点があることが十分予想されます。基地局の周辺住民は、比較的短い期日で、WHOが認めたガン発生の危険水準を超えることになります。携帯電話を使用する際には健康に配慮した工夫をする余地が十分ありますが、基地局の周辺住民が電磁波の照射対象から逃れることには、工夫の余地はほとんどありません。周辺住民は、電磁波過敏症だけでなく、さまざまな健康の不安と転居する必要性などを考え非常に大きな精神的苦痛を受けます。

特に、子どもに関しては、健康不安は大人以上に大きいものがあります。子どもは、水分率が高いために電導性が高いこと、頭蓋骨が薄いこと、神経細胞増殖期であることなどから、電磁波の影響は、大人に対してよりも、はるかに大きいとされているからです。学校等の教育施設は、子どもたちが長時間過ごす場所であり、健康上の環境配慮は非常に重要です。たとえ通園通学期間に健康

被害が発生しない場合でも将来の健康被害の発生可能性を否定することはできません。子どもたちに対する健康リスクを小さくして、未来を担う子どもたちに安心安全を保障するのは、社会の責務でもあります。

世界では、健康上の見地から、たばこと同様に、子どもに携帯電話の使用を止めさせる政策をとっている国が多くあります。欧州議会では2009年に、病院・保育所・小中学校の側に基地局をつくってはならないという議決をしています。わが国でも篠栗町で、病院・保育所・小中学校の側につくらないようにするという内容の条例を制定しています。健康に対する危険性が十分に実証されていない段階でも、疑うに足る研究があり、かつ安全性が実証されていない場合には、被害の発生を予防するために一定の措置を行うことは、環境政策の基本原則です（予防原則）。命と健康は失われたら取り戻せない不可逆性があるためです。

以上の理由から、基地局の設置にあたっては、周辺住民の合意を得ることおよび教育・医療施設等の周辺を避けること、既に設置されている基地局については、保護者や周辺住民の要望にもとづいて、不安除去のために適切な対応を行うことなどを太宰府市が指導及び実施すること求めて請願致します。

平成22年11月24日

太宰府市議会議長殿

請願人代表